

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 市民や地域・離島の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・多くの市民が、自宅や学校、勤務先等の周辺で風水害発生時にどのような状況になるのかや、災害種別ごとの避難場所の把握、家族間の連絡方法の確認、備蓄等が十分でない。



【この計画が目指す状態】

・全市民が、自宅等周辺の風水害時の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握し、備蓄等も準備している。また、災害時には早めの避難行動をとることができる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	自主防災会、町内会等	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 離島など孤立地域への防災対策 (3) 災害時の物資等支援対策 (4) 情報伝達手段の維持管理 (5) 地域・NPO・防災関係機関との連携
	市民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 離島など孤立地域への防災対策 (3) 災害時の物資等支援対策 (4) 情報伝達手段の維持管理

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災会、町内会等	市民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 地域コミュニティの維持 (3) 災害時の物資支援の協力体制の構築 (4) 市との連携 (5) 避難所運営体制の構築
防災活動に取り組むNPO等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	市民	(1) 事業活動を通じた市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の様相把握 (2) 災害種別ごとの避難場所の把握 (3) 家族防災会議の開催 (4) 家庭での情報収集手段の確保 (5) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主防災会、町内会等を対象とした対策（総務課）

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、市の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

ア 本市の災害特性に応じた訓練の実施

市のハザードマップや過去の災害、気候変動等を踏まえ、実践に則した訓練を実施する。

イ 地域主催の訓練実施の促進

自主防災活動補助金等を活用し、地域主催の訓練実施の促進を図る。

ウ 地域独自の防災訓練実施等への支援

要請があれば、地域主催の訓練に職員を派遣し支援する。

エ 広報等による定期的な啓発

広報、行政放送、ホームページ等にて定期的な啓発による危機意識の醸成を図る。

オ 防災講演会等の実施

本市の実情に即した防災講演会や研修会等を実施する。

カ 避難行動要支援者名簿の整備

災害時の避難行動に支援が必要な方を把握するため、名簿作成を行う。

キ 市民の風水害に対する避難行動の理解浸透

地域の災害危険箇所を把握してもらうとともに、理にかなった避難行動の啓発を図る。

ク 地区防災計画策定の促進

自主防災会、町内会等が策定する地区防災計画の策定指針を提案する。

ケ 「Myまっぷラン+（プラス）」等の活用

デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画づくりの促進を図る。

(2) 離島など孤立地域への防災対策

本市は、離島を始め集落が点在しており、大規模災害時は集落が孤立すると想定されていることから、ある程度の期間、集落単位で生活できるよう対策を推進する。

(3) 災害時の物資等支援対策

原則、食料等の物資は個人で準備するものとするが、市は、観光客等も考慮し、必要最低限の備蓄に努める。また、大規模災害時物資無償支援者登録制度（以下、「たすけあい制度」という。）を活用し、物資の無償支援者を募り、地域への物資支援の充実を図る。

(4) 情報伝達手段の維持管理

防災行政無線やとばメールなど災害時における情報伝達手段の保守を行う。

(5) 地域・NPO・防災関係機関との連携

地区指定員などを活用し、地域との連携に努めるとともに、NPOや防災関係機関と協定等による連携を図る。

2 市民を対象とした対策（総務課）

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

市民の自助の取組や共助への参画を促進するため、市の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

ア 本市の災害特性に応じた訓練の実施

市のハザードマップや過去の災害、気候変動等を踏まえ、実践に則した訓練を実施する。

イ 広報等による定期的な啓発

広報、行政放送、ホームページ等にて定期的な啓発による危機意識の醸成を図る。

ウ 防災講演会等の実施

本市の実情に即した防災講演会や研修会等を実施する。

エ 市民の風水害に対する避難行動の理解浸透

地域の災害危険箇所を把握してもらうとともに、理にかなった避難行動の啓発を図る。

オ 防災教育の推進

学校・保育所等では、児童生徒を対象に防災意識の向上のため、防災教育の実施に取り組む。

カ ハザードマップの配布

市民の迅速・適切な避難や防災活動に役立つハザードマップを配布し、啓発を図る。

キ 「Myまっぷラン+（プラス）」の作成に向けた普及・啓発

(2) 離島など孤立地域への防災対策

本市は、離島を始め集落が点在しており、大規模災害時は集落が孤立すると想定されていることから、ある程度の期間、集落単位で生活できるよう対策を推進する。

(3) 災害時の物資等支援対策

原則、食料等の物資は個人で準備するものとするが、市は観光客等も考慮し、必要最低限の備蓄に努める。また、たすけあい制度を活用し、物資の無償支援者を募り、地域への物資支援の充実を図る。

(4) 情報伝達手段の維持管理

防災行政無線やとばメールなど災害時における情報伝達手段の保守を行う。

■自主防災会、町内会等が実施する対策

<自主防災会、町内会等が実施する対策>

1 市民を対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

ア 市民への防災啓発機会の創出

市の出前と一く等を活用し、定期的に市民対象の講座を開催するなど、防災啓発に努める。

イ 自主防災活動の実施

市の自主防災活動補助金等を活用し、地域主催の防災活動を積極的に実施するよう努める。

ウ 避難行動要支援者支援体制の構築

地域の避難行動要支援者の把握に努めるとともに支援体制の構築を図る。

エ 防災教育への理解と協力

学校・保育所等で進めている防災教育に協力し、学校・保育所等と連携した防災対策に努める。

オ 市訓練への参加の促進

市が実施する訓練に積極的に参加するよう市民に促すとともに、その市の訓練時に地域が主催する訓練の実施に努める。

カ 市民の風水害に対する避難行動の理解浸透

市民に災害危険箇所を把握してもらうとともに、理にかなった避難行動の啓発に努める。

(2) 地域コミュニティの維持

災害時に軸となる地域コミュニティを維持するよう努める。

(3) 災害時の物資支援の協力体制の構築

市が行うたすけあい制度に協力し、物資協力体制の構築を図る。

(4) 市との連携

地区指定員などを活用し、市との連携を図る。

(5) 避難所運営体制の構築

避難生活段階になれば、避難所運営は地域で行わなければならないことから、運営できる体制構築と施設の確認を継続する。

<防災活動に取り組むNPO等が実施する対策>

1 市民や関係者を対象とした対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、県や市、市民等と協力関係の構築に努める。

(2) 市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

<市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策>

1 市民を対象とした対策

(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、市民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に市民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

(2) 市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、県や市が実施する市民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■市民が実施する対策

1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の様相把握

市が提供する土砂災害・洪水ハザードマップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害の様相を把握する。

2 災害種別ごとの避難場所の把握

洪水や土砂災害等の災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。

3 家族防災会議の開催

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の様相や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所、非常時の連絡方法等を家族間で共有するため、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に行い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、食料、飲料水、携帯トイレや非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の備蓄に努める。

4 家庭での情報収集手段の確保

防災行政無線に頼らず、テレビ・ラジオなど自分で情報収集できる手段を確保するとともに、家族間の連絡手段も確認する。


5 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合にあっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

【主担当課】
・ 総務課

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災人材が十分でなく、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災人材、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を先導している。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (3) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主知	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	(1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
防災活動に取り組むボランティア・NPO等	組織の構成員等	(1) 構成員に対する教育・啓発
災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市民を対象とした対策（総務課）

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、市民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災リーダーと連携して、防災人材の活用を図る。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成についても同様に取り組む。

2 自主防災組織を対象とした対策（総務課）

(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発

自主防災組織のリーダー等を対象とした自主防災リーダー養成講座を行う。年に1回程度実施し、継続的に育成を行っていく。

(2) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災リーダーと連携し、自主防災組織を構成する市民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。研修や啓発活動への参加を通して、教育・啓発を行う。

(3) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

自主防災リーダー養成講座において、警察や海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関との連携を図る内容で実施する等、発災後も協力して活動できる関係づくりを図る。

3 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体（以下、「ボランティア団体等」という。）を対象とした対策（市民課）

(1) 防災活動に取り組むボランティア団体等が行う人材育成への支援

防災活動に取り組むボランティア団体等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

4 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等を対象とした対策（市民課）

(1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援

災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

＜自主防災組織が実施する対策＞

1 自主防災組織構成員を対象とした対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

＜防災活動に取り組むボランティア団体等が実施する対策＞

1 組織の構成員等を対象とした対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

＜災害ボランティアセンター・ボランティア団体等が実施する対策＞

1 組織の構成員やボランティア等を対象とした対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティア団体等において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

(2) 構成員に対する教育・啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■市民が実施する対策

1 市の防災人材育成事業への積極的な参画

市民は市が実施する研修や啓発活動に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力を努める。

【主担当課】
・総務課、市民課

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがあり、また、各組織間の連携が十分でない。さらに、これら組織に対し、東日本大震災や紀伊半島大水害等で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。



【この計画が目指す状態】

・自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織及び消防団の訓練が実施され、地域防災力の充実が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	市民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
自主防災組織	地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 防災知識の普及 (2) 危険箇所等の把握 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災用品等の備蓄 (5) 地域における消防団との連携 (6) 他地域の自主防災組織等との連携やネットワーク化による活動の活性化
消防団	地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 各種災害活動への対応の強化 (2) 資機材の点検・整備 (3) 地域における自主防災組織との連携 (4) 他地域の消防団等との連携やネットワーク化による活動の活性化

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) 自助の確立 (2) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■市が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策（総務課）

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

ア 訓練等の自主防災活動に対する支援を行う。

イ 市の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、概ね次の事項について、平常時及び災害時の活動計画等を定める。

- (ア) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (イ) 防災知識の普及に関すること。
- (ウ) 防災訓練の実施に関すること。
- (エ) 情報の収集、伝達に関すること。
- (オ) 出火防止、初期消火に関すること。
- (カ) 救出救護に関すること。
- (キ) 避難誘導に関すること。
- (ク) 給食、給水に関すること。
- (ケ) 防災資機材の整備に関すること。

ウ 自主防災組織等が行う防災訓練、防災マップづくり、防災講演会等の防災活動の経費に対する自主防災活動補助金の給付及びこれを通しての活動啓発を行う。

エ 防災資機材の整備にかかる支援を行う。

オ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進を行う。

カ 必要に応じ、市民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

キ 自主防災組織の充実を図るため、自主防災リーダー養成講座を実施し、組織のリーダーの育成を積極的に行うことによる組織体制の強化を行う。

(2) 自主防災組織の結成推進

市民の自主防災組織については、現在、46町内会・自治会中45組織が結成されているが、自主防災組織の未結成地域においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう支援を行う。

また、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

2 消防団を対象とした対策（消防本部）

(1) 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。また消火用資機材をはじめ、救助資機材等の配備の充実を図り、これらの資機材の有効活用がなされるよう定期的な訓練指導を実施する。

3 市民を対象とした対策（総務課、消防本部）

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、自主防災組織及び消防団の必要性について積極的な広報活動を行い、防災意識の高揚を図り、組織への参画を促すとともに防災活動が効果的に行われるよう平素より理解と協力を求める。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

＜自主防災組織が実施する対策＞

1 地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体を対象とした対策

(1) 防災知識の普及

市民の連携強化を図り、災害時の心得、応急手当、避難方法等に関する知識の普及を行う。

(2) 危険箇所等の把握

地域を点検し、危険箇所及び消防水利等の災害・防災に直結する箇所を把握し、市民への周知を行う。

(3) 防災訓練の実施

避難、初期消火、救護、炊き出し等の各種訓練の実施を行う。

(4) 防災用品等の備蓄

防災資機材の点検、整備を行う。

(5) 地域における消防団との連携

消防団との連携を密にし、地域における各種情報の共有に努め、有事の際の情報伝達、災害対応業務の役割分担等の確立を図る。

(6) 他地域の自主防災組織等との連携やネットワーク化による活動の活性化

研修会、各種訓練、交流会等を活用し、情報交換、共有を図る。

＜消防団が実施する対策＞

1 地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体を対象とした対策

(1) 各種災害活動への対応の強化

消火活動をはじめ、救出救助活動等の知識及び技術の練磨を図るとともに災害活動現場における安全管理についても見識を深める。

(2) 資機材の点検・整備

消防ポンプ、各種資機材の点検、整備の実施を行う。

(3) 地域における自主防災組織との連携

自主防災組織等との連携を密にし、地域における各種情報の共有に努め、有事の際の情報伝達、災害対応業務の役割分担等の確立を図る。

(4) 他地域の消防団等との連携やネットワーク化による活動の活性化

研修会、各種訓練、交流会等を活用し、情報交換、共有を図る。

■市民が実施する対策

1 自助の確立

防災知識の高揚を図り、自身が要救助者とならないよう普段から心がける。

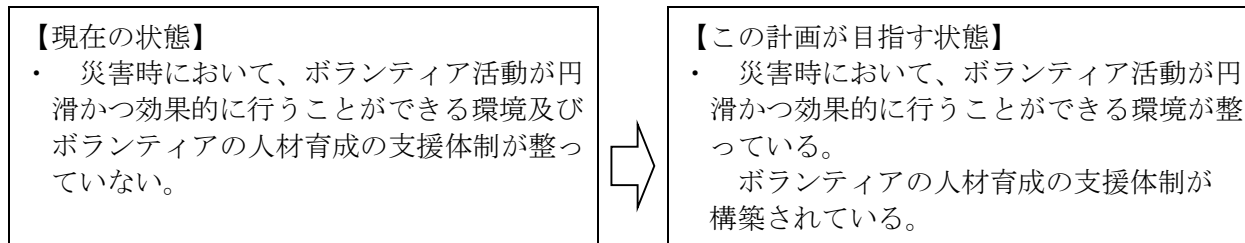
2 自主防災組織や消防団の活動への参画

地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団に参画又はこれら組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【主担当課】
・総務課、消防本部

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	災害ボランティアセンター関係団体等	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備 (2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、関係団体と連携体制を構築 (3) 防災活動に取り組むボランティア団体等への活動支援
	みえ災害ボランティア支援センターの関係団体	(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築
	市民・企業	(1) 災害時の災害ボランティアへの協力の促進

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
災害ボランティアセンター関係団体等	組織の構成員やボランティア	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	みえ災害ボランティア支援センターの関係団体	(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) 災害ボランティア等活動への協力体制の構築
企業	(1) 従業員等への災害ボランティア等への協力体制の促進

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害ボランティアセンター関係団体等を対象とした対策（市民課）

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備

災害ボランティアセンターを災害時に設置するため、関係団体と連携体制を構築し活動体制を整備する。

(2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、関係団体と連携体制を構築

通常時から関係団体と交流を深め、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき連携体制の強化に努める。

この際、現地協働プラットフォーム※の設置・運営の準備についても検討する。

※現地協働プラットフォームとは：大規模災害発生時に、行政では対応しきれない多様なニーズに対応するため、県内外のボランティア団体、県・市災害対策本部等が情報共有を行い、抜け・漏れ・落ちのしない支援へとつなげるための場

(3) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

NPO・ボランティア等に対して、関係団体が防災活動として実施する研修会等への参加促進を啓発し、実施主体である関係団体の活動を支援する。

2 みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策（市民課）

(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

ア 市設置の災害ボランティアセンターへ支援する。

イ 災害ボランティアセンターを災害時に設置したとき、みえ災害ボランティア支援センターにボランティア支援を要請する。

3 市民・企業を対象とした対策（市民課）

(1) 災害時の災害ボランティアへの協力の促進

災害ボランティア活動への積極的な協力を、各媒体等を通して市民・企業に促す。

■災害ボランティアセンター関係団体等が実施する対策

1 組織の構成員やボランティアを対象とした対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティアセンター関係団体等は、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

2 みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策

(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

災害ボランティアセンターを運営するため、支援体制の構築に努める。

■市民や企業が実施する対策

1 市民の対策

(1) 災害ボランティア活動等への協力体制の構築

可能な範囲で災害ボランティア等活動に参加できるよう、日頃から活動内容を把握するよう努める。

2 企業の対策

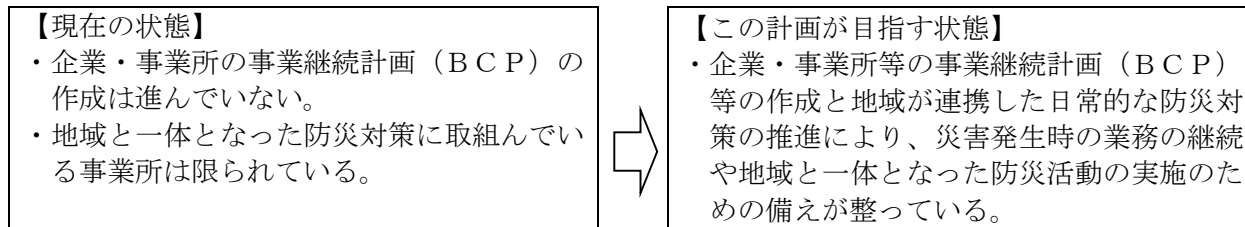
(1) 災害時の従業員等の災害ボランティアへの協力体制の促進

企業の社会貢献活動の一環として、ボランティア休暇を設けて従業員に取得を促したり、支援のために積極的に人材を提供するなどの環境整備を整える。

【主担当課】
・市民課

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）等の作成促進

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
企業・事業所	市民 他の企業・事業所	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2) 企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 事業継続計画（BCP）等の作成

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
企業・事業所	(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (2) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策（総務課、農林水産課、観光商工課、関係各課）

(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に
くい止めるための防災対策・防災活動の実施を促進する。

(2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

ア 市民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、災害時に企業・事業所と
地域が協同行う災害活動による地域の防災力の向上を図る。

イ 地域の防災訓練への参加促進と協力の啓発を行う。

(3) 事業継続計画（BCP）等の作成促進

各企業・事業所によるBCP等の作成を促進するための情報提供と条件整備の推進

■企業・事業所が実施する対策

1 市民・他の企業・事務所を対象とした対策

(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

市民、地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時対策に備えるよう努める。

ア 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、市民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の共有にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

イ 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協同で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等地域の防災対策に貢献するよう努める。

(2) 企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、企業間相互の交流・理解・協力を行い、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

(3) 事業継続計画（BCP）等の作成

災害による顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去から最新の災害に関する教訓などをふまえ、防災計画を逐次見直すとともに、事業継続計画（BCP）等の作成と点検に努める。

特に洪水や高潮、土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の安全性の確保を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した十分な量の飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備する。

3 従業員等への防災教育・防災訓練の実施


従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

【主担当課】

・総務課、農林水産課、観光商工課

第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校・幼稚園及び保育所における施設周辺や通学路における風水害時のリスクの把握、警報発表前の休校等判断基準の整備や非常時の避難対策などの組織、児童・生徒等への防災教育、家庭や地域との連携については対処されているが、今後は、地域の特性に応じた対策の更なる強化が必要な状況にある。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害時のリスク把握や、警報発表前の休校等判断基準並びに、非常時の児童・生徒等や教職員の避難対策等について、学校・生徒等だけでなく、家庭や地域についても防災意識の啓発が進んでいる。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	学校・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び学校防災計画等の見直し及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保
	児童・生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員等	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童・生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(市民)	(1) <u>地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進</u> (2) <u>地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進</u>
	民間児童福祉施設等	(1) 民間児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童・生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■市が実施する対策

1 学校・保育所等を対象とした対策(教育委員会事務局、健康福祉課)

(1) 校内等の防災体制の整備及び学校防災計画等の見直し及び防災訓練の実施

各学校・保育所等での災害に備えた防災体制の整備、各学校・保育所等での立地状況に応じた避難計画等の学校防災計画の見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。

(2) 学校施設等の安全点検

学校施設等の点検を随時行い、必要な補修が行えるよう学校・保育所等を支援する。

(3) 児童・生徒等の安全確保

児童・生徒等の安全を確保するため、学校・保育所等における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう支援する。

2 児童・生徒等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して推進する。

3 教職員等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 学校防災人材の育成と活用

ア 学校においては、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

イ 各種研修において防災教育を実施し、防災意識・知識の向上を図る。

4 児童・生徒等の保護者を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノート等の活用による家庭と連携した防災教育を推進する。

5 地域(市民)を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課）

(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時に学校・保育所等が避難所となった際、設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校・保育所等と地域、家庭との連携を一層促進する。

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

6 民間児童福祉施設等の管理者を対象とした対策（健康福祉課）

(1) 民間児童福祉施設等の防災対策の推進

学校・保育所等における防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行う。また、放課後児童クラブにおける防災対策を推進するとともに、事業者に対する指導を図る。

■保護者・児童・生徒等が実施する対策


1 家庭における防災についての話し合い

学校・保育所等での防災教育を家庭で共有するとともに、事前の防災対策及び発災した際の取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【主担当課】
・教育委員会事務局、健康福祉課

第7節 観光地における防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客が多く訪れる地域において、観光関係団体、観光事業者や市民が観光視点での防災対策の検討や、避難誘導看板等の設置を行っている。 災害時の帰宅困難者等の把握方法や災害時連絡体制の構築が進んでいる。 帰宅困難者一時受入れに関する宿泊施設との協定の締結が出来ている。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客や帰宅困難者等の安全が確保されるよう、観光関係団体、観光事業者や地域と市民が一丸となって観光防災対策に取り組む。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	観光関係団体 観光事業者 公共交通機関 市民	(1) 情報共有体制の確立 (2) 連絡体制の確立 (3) 観光客等の避難誘導體制の確立 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

【共助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市観光関係団体、 観光事業者及び 公共交通機関等	観光客 観光事業者 公共交通機関 市民	(1) 情報共有体制の確立 (2) 連絡体制の確立 (3) 観光客等の避難誘導體制の確立 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化 (5) 食料備蓄の努力 (6) 代替輸送の検討 (7) 災害時のマンパワー（従業員）の確保

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保の意識醸成

第3項 対策

■市が実施する対策

1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策（観光商工課）

(1) 情報共有体制の確立

災害時の公共交通機関や観光施設等の運行・運営状況の情報収集を行い、観光関係団体や観光事業者との情報共有体制の確立を図る。

(2) 連絡体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。

(3) **観光客等の避難誘導體制の確立**

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と市民等と連携した避難訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導體制の確立を図る。

(4) **観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化**

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

■市観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策

1 観光客、観光事業者、公共交通機関、市民を対象とした対策

(1) **情報共有体制の確立**

災害時の運行・運営状況の情報を市へ報告し、情報共有体制の確立を図る。

(2) **連絡体制の確立**

各団体及び各事業者は公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報連絡体制の確立を図る。

(3) **観光客等の避難誘導體制の確立**

各団体及び各事業者独自で観光客等の避難誘導訓練等の実施等による避難誘導體制の確立を図る。

(4) **観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化**

観光ホテル、旅館等において、観光客等の帰宅困難者の一次受入体制の強化を図る。

(5) **食料備蓄の努力**

観光関係団体、観光事業所等において、帰宅困難者等に対する食料備蓄に努める。

(6) **代替輸送の検討**

公共交通機関は、鉄道、バス、船舶の代替輸送の検討を行う。

(7) **災害時のマンパワー（従業員）の確保**

災害時に対応できる従業員の待機等体制の整備を行う。

■市民が実施する対策

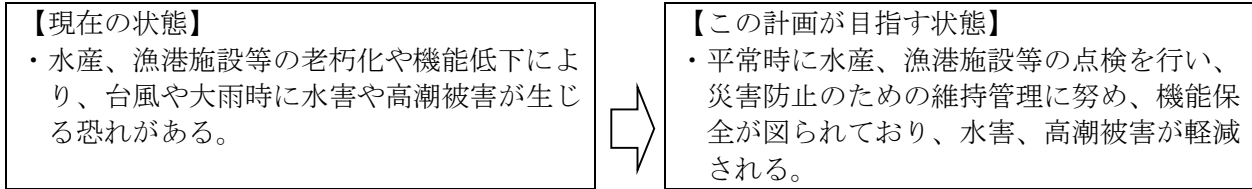
1 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保の意識醸成

市が行う訓練や講演会等に積極的に参加するなど災害時の知識や意識を醸成するとともに、観光客等の安全確保のため避難誘導等がスムーズにできるよう訓練等を行う。

【主担当課】
・観光商工課

第8節 水産の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	漁業関係団体 市民	(1) 漁港施設の維持管理 (2) 漁港施設の日常点検

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
漁業関係団体	漁業者等	(1) 漁港施設の維持管理 (2) 漁業者・水産事業者への情報伝達体制の確立 (3) 漁港施設の日常管理

第3項 対策

■市が実施する対策

1 漁業関係団体、市民を対象とした対策（農林水産課）

(1) 漁港施設の維持管理

漁港施設の老朽化や機能低下を防止するとともに、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定及び対策工事を実施する。

(2) 漁港施設の日常点検

漁港施設の新たな支障箇所の早期発見や、老朽化状況の確認のため、日常点検を実施する。

■漁業関係団体が実施する対策

1 漁業者等を対象とした対策

(1) 漁港施設の維持管理

漁具及び水産施設等において、被害を受けやすい状態にあるものについては、被害を減少させるため撤去、移動、補強等の必要な措置に努める。

(2) 漁業者・水産事業者への情報伝達体制の確立

水害・高潮被害を生じる危険がある場合において、被害の減少に必要な措置を図るため、速やかな情報伝達体制を確立する。

(3) 漁港施設の日常管理

漁港施設の巡回確認及び、動作確認等の日常管理に協力し、異常の早期発見と異常時の速やかな情報提供に努める。

【主担当課】
・農林水産課

第2章 安全に避難するための対策

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・避難所の整備や市民一人ひとりの避難経路・場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の命を救うための避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、地域等の取組みが着手して間もない。

【この計画が目指す状態】

・避難所の整備が進み、市民一人ひとりが避難経路・場所を把握している。また、地域において避難や避難所運営における要配慮者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
市	地域・市民等 及び関係団体	(1) 指定緊急避難場所の市民等への周知 (2) 避難情報の基準の策定・見直し (3) 避難誘導対策 (4) 情報収集・伝達体制の整備 (5) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (6) 要配慮者対策 (7) 避難所運営対策 (8) ペット対策 (9) 感染症対策
	観光関係団体 観光事業者 公共交通機関	(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の 情報発信体制の確立 (2) 観光客等の避難誘導體制の確立 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	市民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が 利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
市観光協会 観光事業者等	観光客 観光事業者 公共交通機関	(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情 報発信体制の確立 (2) 各団体、各事業者の観光客等の避難誘導體制の確立 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
市民	(1) 避難情報発令時における避難行動の検討 (2) 地域の避難対策への協力 (3) 公的避難所以外に避難した避難者の行動 (4) ペットの同行避難対策 (5) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保と安全意識の醸成

第3項 対策

■市が実施する対策

1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所の市民等への周知（総務課、健康福祉課）

切迫した風水害等から市民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水や高潮、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定して地域・市民に周知する。

避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて鳥羽警察署及び他の防災関係機関に周知しておく。

なお、指定緊急避難場所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。

(2) 避難情報の基準の策定・見直し（総務課）

避難情報に係る発令の判断基準は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府 令和3年5月）（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(3) 避難誘導対策（総務課、農林水産課、観光商工課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部）

市が避難情報に係る発令の意思決定をする際、県や津地方気象台からの助言を得られるように連携強化や情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。

不特定多数の市民等が利用する施設等については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

(4) 情報収集・伝達体制の整備（総務課）

気象状況及び地域の実情に応じ、情報収集・伝達や判断できる体制をあらかじめ整える。

防災気象情報の収集については、ガイドラインを参考とし、必要に応じ、津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所、志摩建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握及び避難行動要支援者を含む市民への各種手段を用いた情報伝達の体制整備に努める。

また、市長が津地方気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、県や津地方気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。

(5) 避難者支援のための資機材、物資の確保（総務課）

二次避難における避難生活のための食料、飲料水、生活必需品等は、地震・津波用の備蓄品を転用する。また、家庭・企業に対して、食料、飲料水等の必要量の備蓄に関する啓発を行うものとする。

(6) 要配慮者対策（健康福祉課）

ア 避難行動要支援者対策

市は、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時に円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を要する者について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切にできるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、特に避難に支援を要する者について、災害対策基本法第49条の10に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成する。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を要する者であり、要配慮者個人として避難能力の有無については、主として以下の要件で設定し、具体的には表内の範囲による。

- ・ 警報や避難情報等の災害関連情報の取得能力
- ・ 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ・ 避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等

市内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する次のいずれかに該当するもの

- ① 満75歳以上の独居の高齢者又は満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- ② 要介護認定3、4又は5を受けている者
- ③ 1級又は2級の等級の身体障害者手帳を有する者
- ④ A1又はA2の等級の療育手帳を有する者
- ⑤ 1級又は2級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ⑥ ①から⑤までに掲げる者のほか、災害時において支援が必要と認められる者

(イ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、名簿作成に必要な個人情報については、表内による。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

このほか、市が定めた名簿に掲載する範囲を定めた要件から漏れた者であっても、自ら名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

ウ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入・死亡・障害の発現等により常に変化しうることから市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿の情報を最新の状態に保つよう努める。

エ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であるが、地域によって実情が異なるため、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握したうえで幅広い団体の中から確保することに努める。

- ・ 鳥羽市内の自主防災組織、町内会等
- ・ 鳥羽市内の児童・民生委員
- ・ 鳥羽市消防本部
- ・ 鳥羽市消防団

オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供及び情報漏えいの防止

避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するため、作成した名簿は地域の避難支援等関係者にも適切に提供かつ共有に努める。市は、平常時において避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては事前に避難行動要支援者本人の同意を得る必要がある。

また、情報漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護及び名簿の信頼と実効の確保を図るため、災害対策基本法では守秘義務を課している。このようなことから、名簿情報を外部に提供する際には、その秘密保持が徹底されるよう措置を講じ、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(7) 避難所運営対策（税務課、環境課、総務課、健康福祉課、市民課）

ア 避難所運営の基本

避難所における情報の伝達や食料の配布、清掃等の避難所運営は、町内会等や自主防災組織で実施されることから、運営組織の立上げや運営上の問題について市が地区指定員等の職員を派遣するなど支援を行い、円滑な避難所運営に協力する。また、市災対本部は、必要に応じて県及び他の市町に対して協力を求める。

イ 避難所運営マニュアルの策定

地域の実情に応じた避難所運営対策等が講じられるよう、平成30年3月に策定した「鳥羽東中学校避難所運営マニュアル」を基準に各町内会・自治会等に普及・徹底を図る。また、各指定避難所ごとに避難所運営マニュアルが作成されること（水平展開）を目指し、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

ウ 要配慮者への対応

要配慮者は、外見からは障がいの有無がわからない場合（内臓疾患、聴覚・言語機能障がい等）があるので、特別な配慮を必要とすることを理解し、避難所で情報から取り残されないよう掲示板等で呼びかけ、本人から要配慮者であることを自主的に申出てもらい等により対象者の把握に努める。

また、被災による不安や、避難生活により大きなストレスを生じることも理解し、要配慮者各人の状態により、プライバシーを配慮したスペースを確保したり、食事や救援物資等の配給を優先するなど配慮する。

さらに、「避難所運営マニュアル」において多言語標記によるピクトグラムの凡例や外国人向け情報提供の手段（「Safety tips」「NHK-WORLD-JAPAN」）について記載する等により、情報弱者（マスコミ報道やインターネットなどに触れる機会が少なく情報の入手において不利な状況にいる、又は情報の価値や真偽の判断に慣れていない人）の解消に努める。

エ 避難所外避難者への対応

市は、公的避難所以外の避難者（※避難所外避難）の把握に努めることとし、情報を得た場合は、最寄りの避難所へ情報を提供するとともに、必要な物資を供給する等の調整を行う。

※避難所外避難：在宅避難・車中泊等

(8) ペット対策（税務課、環境課、健康福祉課）

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、各避難所に設置する「避難所運営マニュアル」に基づく、犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ対応について周知を図るとともに、三重県獣医師会の協力・助言等を得る。

(9) 感染症対策

感染防止対策資機材及び「避難所における感染症対策マニュアル」を整備して各避難所に設置するとともに、避難所運営委員等に対し普及教育を実施して、その周知・徹底を図る。

また、避難所における3密抑制と感染拡大を防止するため、災害時に宿泊施設を避難所として活用するなど、避難所の確保に努める。

2 観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策（観光商工課）

(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。

(2) 観光客等の避難誘導體制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と市民等が連携した防災訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導體制の確立を図る。

(3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関等の協力を得て、帰宅困難者一時受入体制を強化する。

■自主防災組織や関係施設等が実施する対策

〈自主防災組織が実施する対策〉

1 市民を対象とした対策

(1) 地域の避難対策の推進

市が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の避難計画等の策定、県が作成した「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用して、避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

〈要配慮者関係施設が実施する対策〉

1 入所者等要配慮者を対象とした対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、新たに福祉避難所を指定する場合は、施設管理者等はその指定に協力する。

〈不特定多数の者が利用する施設が実施する対策〉

1 施設利用者を対象とした対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

〈市観光協会、観光事業者等が実施する対策〉

1 観光客、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策

(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立

各団体及び各事業者独自で観光客等の避難誘導體制の確立を図る。

(2) 各団体、各事業者の観光客等の避難誘導體制の確立

各団体、各事業者独自での観光客等の避難誘導訓練等の実施による避難誘導體制の確立を図る。

(3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市と連携し、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

■市民が実施する対策

1 避難情報発令時における避難行動の検討

居住する地域に避難情報が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の様相を確認しておき、自宅に待避するか、最寄りの避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

2 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

3 公的避難所以外に避難した避難者の行動

公的避難所以外に避難した避難者は、最寄りの避難所運営委員に対し、避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、人数、その他必要事項を報告する。

また、自ら最寄りの避難所に出向き、情報や物資を受け取ることを基本とする。

4 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

5 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保と安全意識の醸成

避難の際には、観光客等に対しても避難場所への誘導や声掛けなど安全意識を醸成する。

【主担当課】

・総務課、税務課、環境課、観光商工課、農林水産課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部

第3章 風水害等に強いまちづくりの推進

第1節 水害・高潮被害予防対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 河川整備の遅れや海岸保全施設の老朽化等により、台風や大雨時に水害や高潮被害が生じる恐れがあり、また、避難情報発令基準や国・県における避難判断情報の提供・助言体制の整備が十分でない。



【この計画が目指す状態】

- 河川や海岸保全施設が適切に整備され水害・高潮被害の軽減が見込まれるとともに、市と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難情報を適切に発令できる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策（活動）項目
市	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報の収集 (5) 避難判断基準の設定 (6) 要配慮者利用施設の水害対策 (7) 水防体制の整備 (8) 湛水（たんすい）防除対策 (9) 老朽ため池対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 河川の整備（建設課）

市内の河川では、毎年のように台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、重要度、緊急度、効率性を考慮し、管理河川の計画的な整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。

この際、特に緊急時において消防の緊急車両の出動に影響が大きい大明東・西地区の浸水対策について、その対策・処置について検討を始める。

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、ハード整備に加え、減災対策としてソフト対策も実施する。

2 海岸保全施設の整備（建設課・農林水産課）

海岸保全施設については、老朽化や地盤沈下による機能の低下が進んでいる。また、河川からの土砂供給の不足などにより、海岸浸食が進み、消波機能の低下が進んでいる。

このため、高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、補修・補強を行い、防護機能の回復を図る。

3 施設の維持管理(建設課、農林水産課)

市公共土木施設の巡視・点検を行い、状況を的確に把握し、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努めるとともに、必要な維持修繕を実施し、施設を適切に管理する。

4 避難判断情報の収集(総務課、建設課)

国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が避難情報の発令を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

5 避難判断基準の設定(総務課、建設課)

国及び県から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難情報を発令するための基準の設定に努める。

6 要配慮者利用施設の洪水対策(健康福祉課、教育委員会事務局)

市の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の内、平成30年度に新たに設定された浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについては、施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を地域防災計画に定めることとする。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

7 水防体制の整備(消防本部、建設課)

国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が避難情報の発令を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

8 湛水(たんすい)防除対策(農林水産課)

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されているため、その防除事業を推進する。

9 老朽ため池対策(農林水産課)

老朽化による機能の衰微で堤体から漏水し決壊の危険性があるため池については、災害予防上必要度の高いものから改修を検討していく。

【主担当課】

・建設課、農林水産課、総務課、消防本部、健康福祉課、教育委員会事務局

第2節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 大雨等に伴い発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害対策等、防災対策等の進捗が十分でなく、また、土砂災害にかかる避難対応が進んでいない。



【この計画が目指す状態】

- 地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難情報や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策（活動）項目
市	(1) 土砂災害対策 (2) 土砂災害関連情報の収集 (3) 避難判断基準の設定 (4) 応急仮設住宅建設候補地計画の整備 (5) 要配慮者利用施設の土砂災害対策 (6) 被災宅地危険度判定士の養成

第3項 対策

■市が実施する対策

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

- 避難所の設置(総務課)
- 避難情報の発令時期決定(総務課)
- 気象情報及び異常気象並びに避難情報の伝達方法(総務課)
- 避難誘導責任者(総務課)
- 避難所の位置、避難経路、及び避難情報の市民への周知(総務課)
- 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握(建設課)
- 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の市民への周知(総務課)
- 土砂災害危険箇所等のパトロール(建設課)
- その他必要な事項(建設課、総務課)

特に、土砂災害警戒区域等に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 土砂災害関連情報の収集(総務課、建設課)

津地方気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求められるよう努める。

3 避難判断基準の設定(総務課、建設課)

収集した土砂災害関連情報に基づき、避難情報を発令するための基準の設定に努める。

4 応急仮設住宅建設候補地計画の整備(建設課)

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握して供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

5 要配慮者利用施設の土砂災害対策(健康福祉課、教育委員会事務局)

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者に対して指示を行う。

6 被災宅地危険度判定士の養成(建設課)

降雨時による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定士を養成する。

【主担当課】

・建設課、総務課、健康福祉課

第3節 農地・森林・漁港の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 農地・森林・漁港における防災対策が十分でなく、風水害発生時に大きな被害が生じるおそれがある。



【この計画が目指す状態】

- ・ 農地・森林・漁港における防災対策が進み、風水害発生時であっても、被害の軽減が図られる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策（活動）項目
市	(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁港の防災対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 農地の防災対策（農林水産課）

(1) 海岸保全施設の機能保全

海岸保全施設については、高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、補修・補強を行い、防護機能の回復を図る。

国、県が所管する海岸保全施設の整備については管理者へ整備を求め、安全の確保を図る。

(2) 基幹水利施設の補修

市の所管する土地改良事業により造成されたダム、頭首工等の基幹的施設について、必要な補強工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(3) 農業水利施設の保全対策

市の所管する土地改良事業で造成された農業水利施設について、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(4) 排水機場の保全対策

局地的大雨や台風時の人家や農地等への湛水被害を防止する排水機場を保全し、浸水被害の被災を軽減し、安全性の確保を図る。

(5) 防災ダム等の整備

河川の上流に洪水調節用ダム（余水吐その他の付属設備を含む）の機能保全等を行い、下流沿岸耕地及び農業施設等の洪水被害を防止する。

2 森林の防災対策（農林水産課）

(1) 流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの要因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための対策を進める。また、局地的大雨による災害は、市民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について市民への周知を図るよう努める。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されていることから、保安林の改良・整備を促進する。

3 漁港の防災対策（農林水産課）

(1) 漁港・海岸施設整備事業

高潮・高波等による危険から背後地を守るため、海岸堤防等の老朽化対策と、漁港海岸保全施設の整備について促進を図るとともに、対応について検討する。

【主担当課】 ・ 農林水産課

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、風水害や広域支援を想定した検証が十分でない。



【この計画が目指す状態】

- ・ 広域受援・応援計画、物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び海上輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市		(1) 災害輸送体制の確立 (2) 陸上輸送対策 (3) 海上輸送対策 (4) 空中輸送対策
	輸送等を担う防災関係機関等	(1) 輸送等を担う防災関係機関等との連携体制の構築

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
輸送等を担う防災関係機関等	(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 災害輸送体制の確立（総務課、建設課）

ア 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行う。ただし、市において処理できないときは、県災対本部の伊勢地方部（南勢志摩地域活性化局）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請する。

イ 輸送対象

大規模な風水害における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても段階的に対処する。

- (ア) 第1段階（目安：災害発生から3日まで）
 - a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道等初動の応急対策に必要な人員、物資
 - d 広域医療機関に搬送する負傷者等
 - e 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- (イ) 第2段階（目安：災害発生3日目から7日目まで）
 - a 上記aの続行
 - b 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - c 被災地外に搬送する傷病者及び被災者
 - d 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資
- (ウ) 第3段階（目安：災害発生7日目以降）
 - a 上記bの続行
 - b 災害復旧に必要な人員、物資
 - c 生活必需品

ウ 災害輸送の方法

次の方法のうち、最も適切な方法により実施するものとするが、大規模な風水害時においては、さまざまな輸送手段の活用が予測されることから、被害の状況等に応じて、的確に対処する。

- (ア) 陸上輸送（自動車、鉄道等）
- (イ) 海上輸送（船舶等）
- (ウ) 空中輸送（ヘリコプター等）

エ 輸送力の確保

あらかじめ保有する車両・船舶の数、種別等を把握し、輸送計画をたてておくこととする。

[確保の順位]

- (ア) 市有車両・船舶等
- (イ) 営業者所有の車両・船舶等
 - a 乗合自動車、貨物自動車
市内の運送業者・建設業者及び防災関係機関に協力を求める。
 - b 特殊自動車
市内の運送業者・建設業者及び防災関係機関に協力を求める。
 - c 船舶
市内の海上運送業者等及び防災関係機関に協力を求める。

オ 応援要請

次に掲げる場合、県災対本部に要請し、応援を受けることとする。

- (ア) 市内の車両、船舶では、処理することができないとき。
- (イ) 航空機による輸送を必要とするとき。

カ 燃料の確保

災害時における燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合鳥羽支部等の協力により確保を図る。

(2) 陸上輸送対策（市民課、建設課）

ア 自動車等による輸送

(7) 緊急輸送道路の指定

a 緊急輸送道路の指定方針

大規模な風水害など、災害時には、人命確保の観点から、市民の円滑な避難が確保されるとともに、消防救急活動や緊急輸送の実施等、応急対策活動が迅速に行われることが必要である。しかし、冠水や土砂災害等によって道路の通行が妨げられ、円滑な避難や応急対策活動の実施が困難になることが考えられる。このことから、代替路の確保、排水作業等が行える体制の構築を図り、発災後速やかに通行を確保すべき道路を指定する。具体的には、「三重県緊急輸送ネットワーク計画」に定められた第1次、第2次、第3次緊急輸送道路を指定し、今後、円滑な避難の確保及び迅速な応急活動の実施という観点や、「鳥羽市地域防災計画」の内容を勘案して、必要に応じて随時見直す。

b 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
自動車専用道	167	第二伊勢道路	鳥羽南・白木 IC～松下 JCT
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽南・白木 IC

※第1次緊急輸送道路の指定要件

- ①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路
 - ②広域幹線道路である一般国道（指定区間）
 - ③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路
 - ④第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路
- なお、①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く

c 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
一般国道	42	一般国道42号	鳥羽市鳥羽～伊勢市二見町
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市白木町～鳥羽市松尾町
一般国道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市鳥羽
その他市道	—	栈橋線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
1級市道	—	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
その他市道	—	学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽
その他市道	—	東中学校線	鳥羽市安楽島町～鳥羽市安楽島町

※第2次緊急輸送道路の指定条件

第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町村庁舎・市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路

d 第3次緊急輸送道路

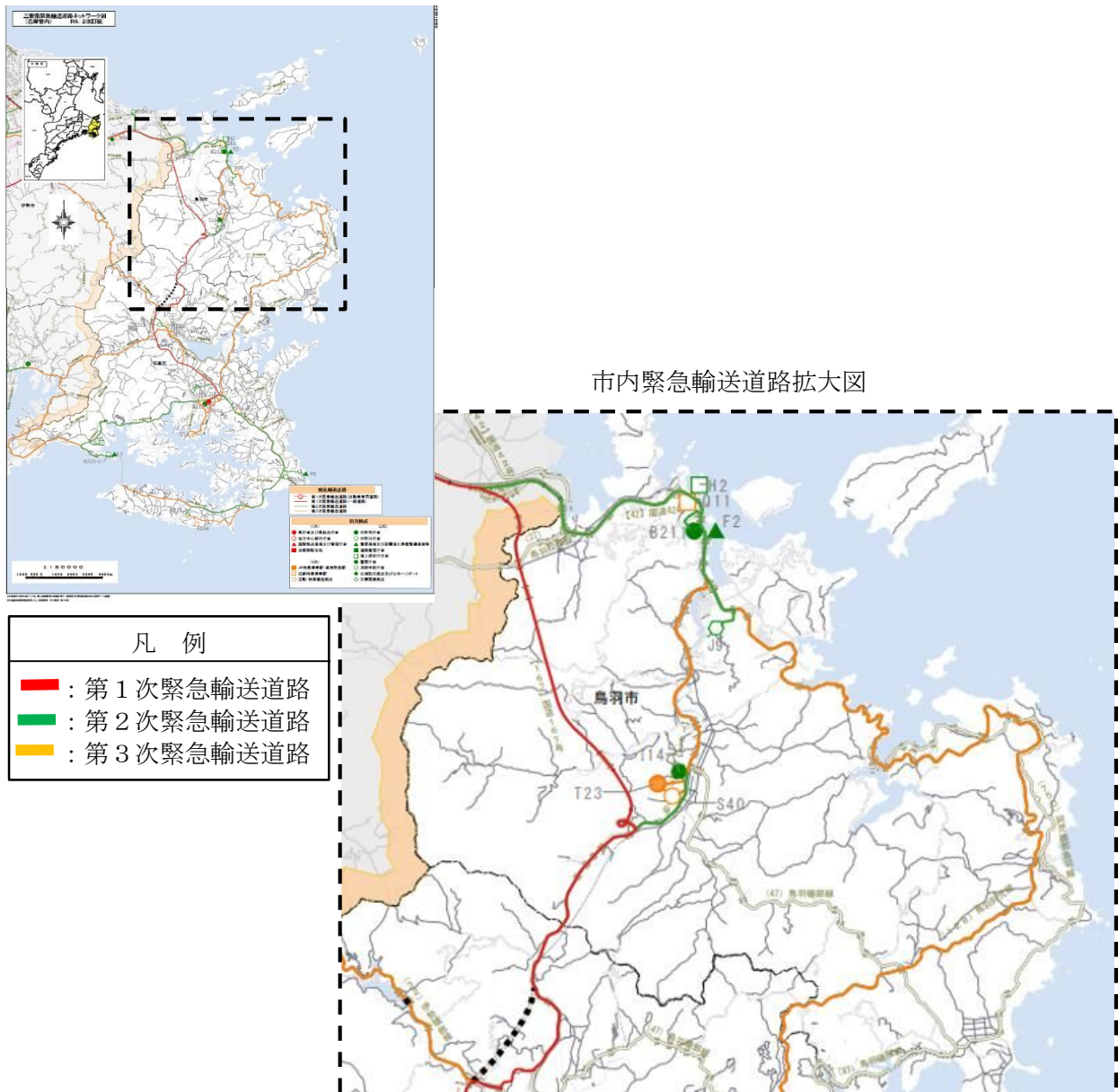
その他の道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
一般国道	167	一般国道167号	鳥羽市鳥羽～鳥羽市松尾町
一般県道	128	鳥羽阿児線	志摩市阿児町鶴方～鳥羽市浦村町
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～鳥羽市安楽島町
その他市道	—	臥戸線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町
その他市道	—	岩ノ谷線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町
その他市道	—	畑田口線	鳥羽市松尾町～鳥羽市松尾町

※第3次緊急輸送道路の指定条件

- ①第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路
- ②第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅（市内該当駅なし）、近鉄特急停車駅（鳥羽駅）及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点（松尾工業団地・スギハラプロテック等）を連絡する道路

【図 三重県緊急ネットワーク図（志摩管内）R5.2改訂版】



(イ) 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、低地を通過する道路等、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く市民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。

その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築し、道路管理者間の調整による迅速な道路啓開活動を行う。

(ウ) 輸送車両等の確保

輸送車両等は、次のものを確保する。

- a 市が保有する車両等
- b 防災関係機関が保有する車両等
- c 営業者が保有する車両等
- d その他自家用車両等

【資料編：13 公用車一覧表 (P78)】

イ 鉄道等による輸送

災害対策輸送の実施につき必要があるときは、東海旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)に協力を求める。

(3) 海上輸送対策(定期船課、農林水産課)

ア 船舶等による輸送

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送量若しくは輸送人員は変動されるが、原則、市の管理する市営定期船を活用することとする。しかし、船自体が被災等で不足している場合は、鳥羽海事事務所と常時連絡をとり、運航拠点別に輸送力等の確保を図る。

また、必要に応じ、県災対本部に自衛隊、海上保安庁の出動要請をする。

【資料編：14 市有船舶等一覧 (P82)】

(4) 空中輸送対策(消防本部)

ア ヘリコプター等による輸送

陸上・海上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災対本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、県災対本部に自衛隊、海上保安庁の出動要請をする。

また、航空運送事業者に対しても、同様に協力を要請する。

【資料編：15 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表 (P83)】

2 輸送等を担う防災関係機関等を対象とした対策

(1) 輸送等を担う防災関係機関等との連携体制の構築

下記「■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」の各機関との連携体制を構築し、輸送対策を確立する。

■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策

1 市の緊急輸送機能確保への協力

各機関は県又は市からの緊急輸送機能確保の要請に応じて、可能な限り協力をする。

(1) 鳥羽市から直接要請を行う機関

機関名	区分	能力
鳥羽商船高等専門学校	海	災害時の被災者支援等のため、鳥羽丸等の船舶の運航
上野マリン・ジャパン株式会社	海	人員の輸送、物資の運搬等
鳥羽商工会議所（建設・運輸部会）	陸海	物資の運搬等
岐阜県美濃市	陸	物資の運搬等
兵庫県三田市	陸	物資の運搬等
長野県大町市	陸	物資の運搬等
長野県飯島町	陸	物資の運搬等
国際特別都市建設連盟（県外9市町）	陸	物資の運搬等

(2) 県を通じて要請を行う機関

機関名	区分	能力
県	陸空	人員の輸送、物資の運搬等
自衛隊	陸海空	人員の輸送、物資の運搬等
第四管区海上保安本部（鳥羽海上保安部）	海空	・港における入港制限、海上における治安の維持、海上交通の安全確保 ・人員の輸送、物資の運搬等
県警察（鳥羽警察署）	陸	陸上交通の安全確保
三重県トラック協会	陸	・災害応急活動のための車両借上、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備 ・災害時における救援物資等の輸送協力
中部沿海海運組合	海	船舶による輸送等
東海内航海運組合	海	船舶による輸送等
全国内航タンカー海運組合東海支部	海	船舶による輸送等
東海北陸旅客船協会	海	旅客船による災害時の輸送等
三重県水難救済会	海	船舶による輸送等
国立大学法人三重大学	海	三重大学練習船勢水丸による輸送等

(3) 防災関係機関が直接要請を行う機関

機関名	区分	能力
近畿日本鉄道株式会社	陸	災害により線路が不通となった場合、不通区間の自動車による代行輸送
東海旅客鉄道株式会社 三重支店	陸	災害により線路が不通となった場合、旅客等の連絡他社線への振替輸送の手配 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
三重交通株式会社	陸	災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

【主担当課】

・総務課、市民課、農林水産課、建設課、定期船課、消防本部

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・風水害の規模等によっては、災害対策本部の情報収集や応急対策が追い付かず、混乱を生じるおそれがある。
また、災害対策応急活動等に必要な設備が機能しない、備蓄物資や資機材が不足する等のおそれがある。



【この計画が目指す状態】

・どのような風水害が発生しても、市災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、災害応急対策活動等に必要な設備や備蓄物資、資機材等が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市		(1) 市災対本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実
	地区指定員	(1) 地区指定員の防災教育の実施 (2) 参集体制の整備・充実
	職 員	(1) 職員への防災教育の実施 (2) 職員の防災対策の推進
	防災関係機関	(1) 救助対策にかかる協力体制の構築
	消防関係機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策

(1) 市災対本部機能等の整備・充実（総務課）

ア 市災対本部機能の強化・検証

災害特性に応じた防災関係機関等の訓練への参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災対本部設置・運営マニュアルや訓練の実施を通して機能を検証する。

イ 市災対本部職員用物資の備蓄

大規模な風水害時には、市災対本部職員の食料や飲料水、簡易トイレや毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災対本部の活動を維持するため、地震・津波用の備蓄を活用する。

ウ 災害対策活動用物資・機材の備蓄

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・機材を各課で備蓄するよう推進する。

エ 本庁舎施設及び設備の整備

大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。

オ 災害時の報道対応の充実

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、市民をはじめ、全国への被害情報や災害対応等の発信を迅速・的確に行うため、本庁記者クラブ室に報道関係者スペースを確保するとともに、記者会見を総務課本部班（主担当：広報情報係）が記者会見資料の作成等、準備・実施する。

(2) 職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、勤務時間外における宿直から災害対策要員への非常呼び出し、職員メールシステム、緊急連絡網等、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

2 地区指定員を対象とした対策（総務課）

(1) 地区指定員への防災教育の実施

年度ごと地区指定員を指定し、地区指定員の業務及び避難所運営、通信機器等の防災教育を実施して、市災対本部との連携保持を図る。

(2) 参集体制の整備・充実

地区指定員は平素から風水害の発生時間等に応じた避難場所の開設、支援要領等を避難所施設管理者及び町内会長等と認識の統一を図るとともに、連絡体制を確立する。

3 職員に関する対策（総務課）

(1) 職員への防災教育の実施

職員一人ひとりが自分事として、日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を市民と共に成し遂げるよう、研修・普及教育等により、その徹底を図るものとする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう「災害対策本部設置・運営マニュアル」の内容について職員に周知徹底を図る。

ア 職員等が果たすべき役割

イ 市災対本部の対応に関する知識

(2) 職員の防災対策の推進

職員は、自助の取組みを率先して実施するものとする。特に、勤務場所における食料備蓄のほか、職員家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに市災対本部等に参集できるよう、平常時の備えを行う。

4 防災関係機関を対象とした対策（関係各課）

(1) 救助対策にかかる協力体制の構築

災害時の効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

5 消防機関等を対象とした対策（消防本部）

(1) 消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

ア 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、青年・女性層の参加促進など減少傾向にある消防団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

イ 消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

ウ 消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

(2) 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。


また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の確保に努める。

【主担当課】

・ 総務課、消防本部、関係各課

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後(特に夜間等)の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、最低限必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。 		<p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いかなる状況において災害が発生しても、最低限の情報収集と伝達ができる体制が整っている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
市		(1) 情報収集体制の整備・充実 (2) 情報伝達体制の整備・充実 (3) 訓練の実施
	地区指定員	(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
町内会等	(1) 災害時の情報収集・伝達手段の整備・充実と協力関係の構築
防災関係機関(通信事業者、電気通信事業者、移動通信業者等)	(1) 連絡体制の整備 (2) 設備面の災害予防 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
市民	(1) 情報収集手段の確保

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策(総務課・消防本部)

(1) 情報収集体制の整備・充実

迅速適切な災害情報の収集のため、民間企業、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。

ア 全国瞬時警報システム(J-アラート)の活用

全国瞬時警報システムを通じて配信される情報の収集体制を整備する。

イ 三重県防災通信ネットワークの活用

三重県防災通信ネットワークを通じて配信される情報の収集体制を整備する。

ウ 移動通信の活用

有線通信の途絶時に通信を確保するため、移動系防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話等の移動通信の活用を図る。

エ 通信ボランティア等と連携

通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

オ 鳥羽市防災情報等集約システムの活用

鳥羽市防災情報等集約システムを通じて送信される情報の収集体制を整備する。

カ 消防無線による通信の活用

消防機関を通じて災害時における各種情報の収集を行うほか、災害の規模等に応じて移動局を市災対本部へ配置し情報連絡を迅速的確に行う。

キ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」と記載)の活用

鳥羽市フェイスブック、恋する鳥羽フェイスブック等を活用した情報収集を行う。

(2) 情報伝達体制の整備・充実

迅速な情報伝達活動を行うため、多様な情報伝達手段を活用できる体制を整備するとともに、要配慮者や孤立集落にも配慮した確実な情報伝達システムの整備をより一層進める。

ア 同報系防災行政無線及び消防無線等の活用

同報系防災行政無線(戸別受信機を含む。)及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては、保守点検及び操作方法の修得の徹底、施設の維持管理に努めるものとする。

イ 移動通信の活用

有線通信の途絶時に通信を確保するため、移動系防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話等の移動通信の活用を図る。

ウ 緊急速報メール

避難情報等を全ての人に迅速かつ的確に提供できるよう、緊急速報メールを活用する。

エ 全国瞬時警報システム

国からの緊急情報を瞬時に市民に伝えるため、同報系防災行政無線の自動起動及びとばメールとの連携を行い、正確な情報を提供できるよう努める。

オ 被災者安否情報提供窓口の設置

災害発生時に被災者の安否に関する情報について多くの照会が予想される場合等、必要に応じ被災者安否情報提供窓口を設置する。

カ SNSの活用

鳥羽市フェイスブック、恋する鳥羽フェイスブック等を活用した情報の伝達を行う。

(3) 訓練の実施

定期的又は随時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努める。

2 地区指定員を対象とした対策(総務課)

(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実

地区指定員による被害概要の早期把握、正確な情報の市災対本部への報告、被災者等への災害情報の伝達・提供のため、情報収集・伝達手段の整備・充実を図る。

■町内会等・防災関係機関が実施する対策

<町内会等が実施する対策>

1 災害時の情報収集・伝達手段の整備・充実と協力関係の構築

災害発生時に被害情報等の情報収集・伝達が迅速に行えるよう、平常時から災害時に必要となる収集・伝達手段の把握を行い、市との連絡体制の構築に協力する。

＜防災関係機関(通信事業者、電気通信業者、移動通信業者等)が実施する対策＞

1 連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。
- (2) 防災関係機関は情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化する。
- (3) 通信途絶時においても対応できる体制を整備する。

2 設備面の災害予防

(1) 施設の防災対策

防災関係機関は、施設・設備の浸水対策や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な機能の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討する。

3 防災広報活動

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

■市民が実施する対策

1 情報収集手段の確保

迅速適切な災害情報を収集するため、複数の手段の確保に努める。緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の放送に耳を傾ける。また、放送を補完するとばメールの配信サービス等を積極的に活用する。

【主担当課】
・総務課、消防本部

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・全ての診療所が津波浸水域又は土砂災害警戒区域、もしくはその両方に該当するため、それぞれの警報や避難情報発令時には速やかな対応が必要であるとともに、発災時の医療・救護体制についても一層の充実が必要である。



【この計画が目指す状態】

・各診療所において、予想される災害に応じた避難要領について、職員への徹底・訓練が定期的に行われており、また、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市	災害時医療・救護関係機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医療機能の確保
	市民	(1) 災害時医療体制等の周知

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
災害時医療・救護関係機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保 (3) 医療機能の確保

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) 災害時の受療計画等にかかる事前対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（健康福祉課）

災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会等の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。

(1) 医療体制の整備

ア 救護所の設置場所

救護所の設置場所については、災害規模や被害状況により大きく異なるが、公共施設及び空地等候補地を選定しておくとともに、市民への周知を図るものとする。また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成、出動について志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会等と協議して災害時医療救護活動計画を定める。また、市民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進する。

ウ 医療救護班の編成

医療救護班の編成について、市は、志摩医師会及び鳥羽志摩歯科医師会等と連携し体制整備を図るものとする。

エ 医療関係要員の確保

市内の医師、看護師、助産師、薬剤師等、医療関係資格者を緊急な場合の応援要員として、確保に努める。

(2) 医療機能の確保

医療救護所となる施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

2 市民を対象とした対策（健康福祉課）

(1) 災害時医療体制等の周知

市民、町内会等、自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動内容などについて周知する。

■災害時医療・救護関係機関が実施する対策

1 医療体制の整備

「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（1）医療体制の整備」（P2-45）に沿った対策を講じる。

2 医薬品等の確保

鳥羽志摩薬剤師会、市内医療機関及び医薬品等関係機関等の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。また、必要に応じて、県に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

3 医療機能の確保

「■市が実施する対策 1 災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（2）医療機能の確保」（P2-46）に沿った対策を講じる。

■市民が実施する対策

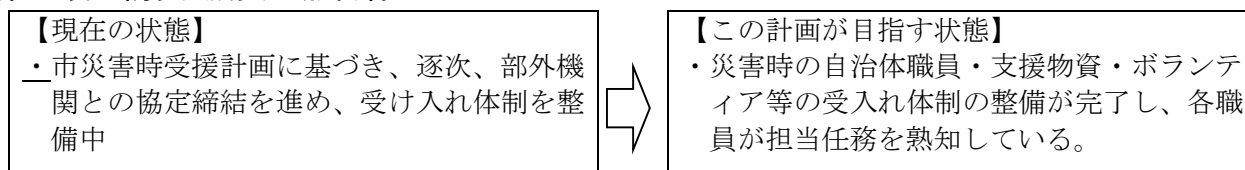
1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の避難所、救護所等の設置場所など地域の医療体制を平常時から把握するとともに、とくに慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等の備蓄に努める。

【主担当課】 ・健康福祉課

第4節 応援・受援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
市		(1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外協定市町との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備
	防災関係機関 県内消防本部 緊急消防援助隊	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策（総務課）

(1) 市町間の受援・応援にかかる体制の整備

「三重県市町災害時応援協定」「災害時相互応援協定」等の応援・支援物資の受け入れ等について「市災害時受援計画（令和3年3月）」に基づき、体制を整備する。

応援する場合は、被災市町に必要な物資、資機材の輸送、人員の派遣計画等について県から要請を受け、総務部が関係部と調整のうえ本部長に報告し、実施する。

(2) 県外協定市町との災害時連携体制の構築

県外の協定市町との相互応援協定に基づき、平素から防災訓練や研修等を相互に実施し、受援・応援体制を構築する。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・緊急消防援助隊・広域緊急援助隊〔警察〕の展開、宿営場所、物資搬送設備等の救援活動拠点を検討し、活動の容易性を図る。

2 防災関係機関・県内消防本部及び緊急消防援助隊を対象とした対策（総務課、消防本部）

(1) 防災関係機関との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援が円滑に行えるよう、情報・連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

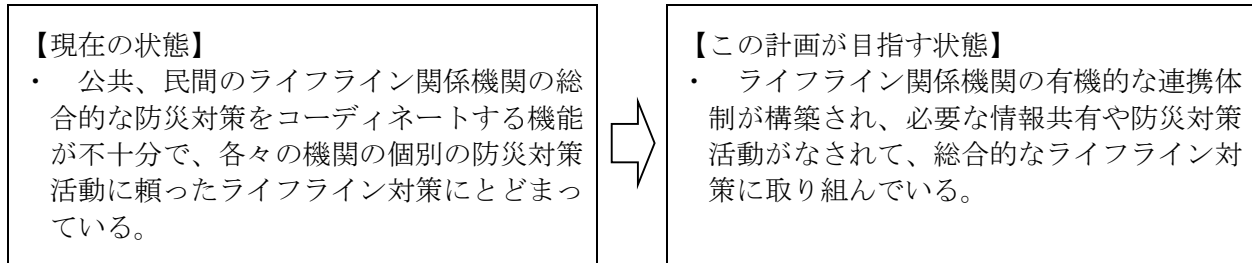
第2部 災害予防・減災対策
第5章 防災体制の整備・強化

また、県への要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、実動・図上訓練等により実施し、慣熟しておく。

【主担当課】
・総務課、消防本部

第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策（活動）項目
市	(1) 災害時の上水道供給機能の確保対策 (2) 災害時の下水道供給機能の確保対策

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
LP ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等
石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■市が実施する対策

1 災害時の上水道供給機能の確保対策（水道課、総務課）

市が管理する水道施設の被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施する。

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管、電子化を図る。管理図書については、2箇所以上の施設で保管できるよう整備に努める。

(2) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努めるとともに、「危機管理マニュアル」を整備し、応急給水に備えた体制強化に努める。

(3) 浸水対策の実施

市が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2 災害時の下水道機能の確保対策（水道課、環境課、総務課）

災害時においても、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市が管理する南鳥羽地区の下水道の機能を最低限維持するとともに、施設被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るための対策を実施する。

(1) 安全性の強化

下水道施設の改良に際しては、十分な安全性を有するよう努めることで、平時の市民生活の維持を図るとともに自家発電装置などの定期的なメンテナンスにより災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

海拔が低く浸水等の被災の可能性が高い地区については、被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図る必要があることから、施設管理図書の整備・保管を図る。

(3) 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備

管渠等の破壊等による下水の滞留に備え、被災者の生活空間から下水を速やかに排除できるよう、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、または環境課にあっては仮設トイレの設置について体制を整える。

(4) 浸水対策の実施

過去の風水害時の被害を参考に、浸水が予想される相差中継ポンプ場周辺等の浸水対策を検討する。

■電気事業者、LPガス事業者等ライフライン関係企業が実施する対策

＜電気事業者が実施する対策＞

1 設備面の災害予防

(1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

<LPガス事業者が実施する対策>

1 設備面の災害予防

- (1) LPガス充填所を管理する事業者は、充填所に自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。
- (2) 各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

2 広域応援体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ア (一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。
- イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<通信事業者が実施する対策>

1 移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討する。

<石油商業組合が実施する対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ア 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- イ 市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

ア 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における市と組合の窓口及び連絡方法等について定める。

イ 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に市から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について、事前に検討する。

■市民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

市民は、大雨、土砂災害等によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【主担当課】

・水道課、総務課、環境課

第6節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 台風の大型化や局地的大雨の頻発など、これまでとは風水害の様相が変わりつつあるが、この実態に即した実践的な訓練が実施できていない。
- ・ 地域ぐるみで災害に対処するための体制づくりができていない。



【この計画が目指す状態】

- ・ 市をはじめ、防災関係機関と市民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を計画的に行っており、地域の防災力が高まっている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画 (3) 訓練結果に基づく地域防災計画等の検証
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 市等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
市 民	(1) 市、地域等における防災訓練への参画
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 市、地域等と連携した防災訓練の実施

第3項 対策

■市が実施する対策

1 市における対策（総務課）

(1) 多様な防災訓練の実施

地域特性に応じた洪水・高潮、土砂災害等の被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など多様な主体の参画に努める。

ア 総合防災訓練

市は、防災関係機関、自主防災会等の協力を得て、市民を対象に次の訓練種目を総合的にあるいは種目別実施する。

[種目]

- (ア) 情報の収集、伝達及び広報訓練消火活動訓練
- (イ) 避難誘導訓練
- (ウ) 救助、救護訓練
- (エ) 交通規制、警備訓練
- (オ) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (カ) 電力、電話、水道等の復旧訓練
- (キ) 災害時相互応援協定市町等との防災訓練

イ 非常参集訓練等

職員の災害発生時における市災対本部の早期確立及び応急対処能力等の向上を図るため、非常参集訓練等を実施する。

(ア) 情報伝達訓練

職員メール等による全職員対象の情報伝達訓練を行う。

(イ) 非常参集訓練

時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。

ウ 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、市が行う防災訓練に協力するほか自らも随時必要な防災訓練を実施する。

エ 事業所等の防災訓練

大型店舗、ホテル、旅館、学校、社会福祉施設、病院、工場、事務所等の管理者は、消防本部及び防災関係機関等の協力を得て、来客、収容者等の避難誘導訓練及び職員又は従業員の災害防衛活動訓練を随時実施するよう努力する。

(2) 県の防災訓練への協力・参画

県の実施する実動訓練、図上訓練等各種の防災訓練への積極的な協力・参画に努め、関係機関との連携要領、本市訓練への反映及び市災対本部の能力向上等に資する。

(3) 訓練結果に基づく地域防災計画等の検証

各種訓練によって得られた教訓事項や市災対本部各部の所掌事務に関する内容等を検証し、地域防災計画等の改善を図る。

特に、以下の検証項目を重視する。

- ア 多様な主体と連携した災害対応（特に、要配慮者対応）
- イ 広域的な受援・応援活動対応（特に、活動拠点对応）
- ウ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応（特に、初動期における対応）

2 自主防災組織等を対象とした対策（総務課）

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

■自主防災組織等が実施する対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるように工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 市等の防災訓練への協力・参画

市等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■市民、企業・事業所等が実施する対策

〈市民が実施する対策〉

1 市、地域等における防災訓練への参画

市、地域等の防災訓練への参画に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するように努める。

〈企業・事業所等が実施する対策〉

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、市、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

【主担当課】 ・総務課

第7節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 市災害廃棄物処理計画は、一般的な規模の災害の想定のもと、市民の健康、安全確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を目的として策定中であるが、風水害等による広域的な大規模災害を想定した計画としては不十分なものとなっている。



【この計画が目指す状態】

- 市災害廃棄物処理計画に基づき、大雨、竜巻、台風等の風水害に伴い発生する広域的な大規模災害時に、適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対策（活動）項目
市	(1) 教育訓練の実施と市災害廃棄物処理計画の見直し (2) 受援・応援体制の整備

第3項 対策

■市が実施する対策

1 教育訓練の実施と市災害廃棄物処理計画の見直し

「鳥羽市災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、「鳥羽市地域防災計画」の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

2 受援・応援体制の整備

市は、風水害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても受援・応援体制の整備を推進する。

【主担当課】
 ・ 環境課

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・ 局地的大雨や竜巻などの事前に発生場所や発生規模の予測が難しく、公助での対応が困難な風水害に対し、対策の鍵となる市民や事業者による自助の備えや対応を促すための対策が十分でない。



【この計画が目指す状態】

・ 局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災・減災対策が適切に進められるとともに、これら災害が発災した際に、市民や事業者が適切な行動を取るための備えが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
市	市民	<局地的大雨対策> (1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 洪水ハザードマップの作成・活用 (4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用 (5) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (6) 排水機場の整備 (7) 農林業への被害防止 (8) 市民等の意識啓発 <竜巻等突風対策> (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備 (2) 農林業への被害防止 (3) 市民等の意識啓発 <雪害対策> (1) ライフライン施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止 (5) 市民等の意識啓発
ライフライン関連機関、廃棄物処理施設 津地方气象台 ライフライン施設等		<局地的大雨対策> (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保 <竜巻等突風対策> (1) 津地方气象台の体制整備及び事前対策 <雪害対策> (1) ライフライン施設等の機能の確保

【自助】

実施主体	対策（活動）項目
市民・事業者等	<局地的大雨対策> (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 (3) 建築物等の地階における避難体制の整備 (4) 大雨の予報、又は既に大雨が降っている場合の行動 <竜巻等突風対策> (1) 住居・施設等の予防対策 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の取得 <雪害対策> (1) 車両の事前防護措置 (2) 降雪・凍結の状況、又は予想される場合の行動

第3項 対策

■市が実施する対策

<局地的大雨対策>

局地的大雨が発生すると、狭い範囲に非常に激しい雨が降ることにより、短時間での急激な河川の水位上昇や、道路の冠水、土砂災害の発生など、局所的に災害の危険性が高まることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

1 河川、下水道及び道路の適切な維持管理（建設課・水道課）

市管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市管理下水道施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

2 情報収集・伝達体制の整備（総務課）

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常の気象情報の収集に加え、気象庁が提供する「雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）」や「今後の雨（降水短時間予報）」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。また、これらの情報の庁内での共有体制の整備等について検討する。

3 洪水ハザードマップの作成・活用（総務課）

県が作成する浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、市民等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

4 土砂災害ハザードマップの作成・活用（総務課）

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、市民等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

5 局地的大雨対策に関する知識の啓発（総務課）

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

6 排水機場の整備（建設課、農林水産課）

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の維持管理を行う。

7 農林業への被害防止（農林水産課）

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

8 市民等の意識啓発（総務課、建設課）

市民・事業者等が「■市民・事業者等が実施する対策 <局地的大雨対策>」（P2-61）に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

<竜巻等突風対策>

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

1 関係機関・県との情報伝達体制の整備（総務課）

津地方気象台や県から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、必要に応じて適切な方法で市民へその情報を伝達できるよう、体制を整備する。

2 農林業への被害防止（農林水産課）

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

3 市民等の意識啓発（総務課）

市民・事業者等が「■市民・事業者等が実施する対策 <竜巻等突風対策>」（P2-61）に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

<雪害対策>

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

1 ライフライン施設等の機能の確保（水道課）

上下水道施設等（市管理）について、雪害・凍結に対する安全性の確保を図る。

2 災害情報の収集・伝達体制の充実（総務課）

津地方気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市民に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

3 道路除雪対策（建設課）

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、凍結防止剤の配備や除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

4 農林業への被害防止（農林水産課）

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

5 市民等の意識啓発（総務課）

市民・事業者等が「**■市民・事業者等が実施する対策 <雪害対策>**」（P2-62）に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

■ライフライン関連機関等の防災関係機関が実施する対策

<局地的大雨対策>

1 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関、廃棄物処理施設）

電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン関連施設の浸水対策を進めるとともに系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

<竜巻等突風対策>

1 津地方気象台の体制整備及び事前対策

- (1) 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。
- (2) 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。
- (3) 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。
- (4) 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

<雪害対策>

1 ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難情報の発令等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者等による自助の対策を重視している。

＜局地的大雨対策＞

1 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や市等が公表している洪水に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

2 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「警報級の可能性」「気象レーダー」「雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）」「今後の雨（降水短時間予報）」「キキクル（危険度分布）」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを学習するよう努める。

3 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。

4 大雨の予報、又は既に降っている場合の行動

一人ひとりが「自分の命は自分で守る。」ことを最優先に行動し、日ごろから、大雨時には身の回りのどこに危険が潜んでいるかを、洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップや、過去の冠水場所について確認しておき、大雨の可能性のある状況で行動する事の可否について適切な判断を行う。また、予期せぬ大雨に遭遇した場合も、落ち着いて状況を把握して、帰巢本能や正常性バイアスに囚われることなく、自分の命を守るための最善の方法を選択する。

【図 三重県道路冠水箇所一覧表】(P2-62)

＜竜巻等突風対策＞

1 住居・施設等の予防対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

2 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、＜気圧の変化で＞耳に異常を感じる）などを学習するよう努める。

<雪害対策>

1 車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する市民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

2 降雪・凍結の状況、又は予想される場合の行動

(1) スタッドレスタイヤ又はタイヤチェーンを必ず装着し、不要不急の外出を避け、自身の運転技量を過信することなく、坂道等の経路を避ける等リスク軽減の処置を実施して車両を運行する。

※積雪・凍結した道路をタイヤチェーン等の有効なすべり止め措置を講じないで走行した場合、三重県道路交通法施行規則 第16条・第5号による法令違反（5万円以下の罰金）となる。

(2) 例え自分が法令を遵守し、有効なすべり止め措置を実施していたとしても、車両運行者の一部が法令違反の状態のまま車両を運行して事故渋滞や立ち往生を発生させる可能性がある事も考慮して時間の余裕を持ち行動する。

【三重県道路冠水箇所一覧表（鳥羽市分、抜粋・追加）】

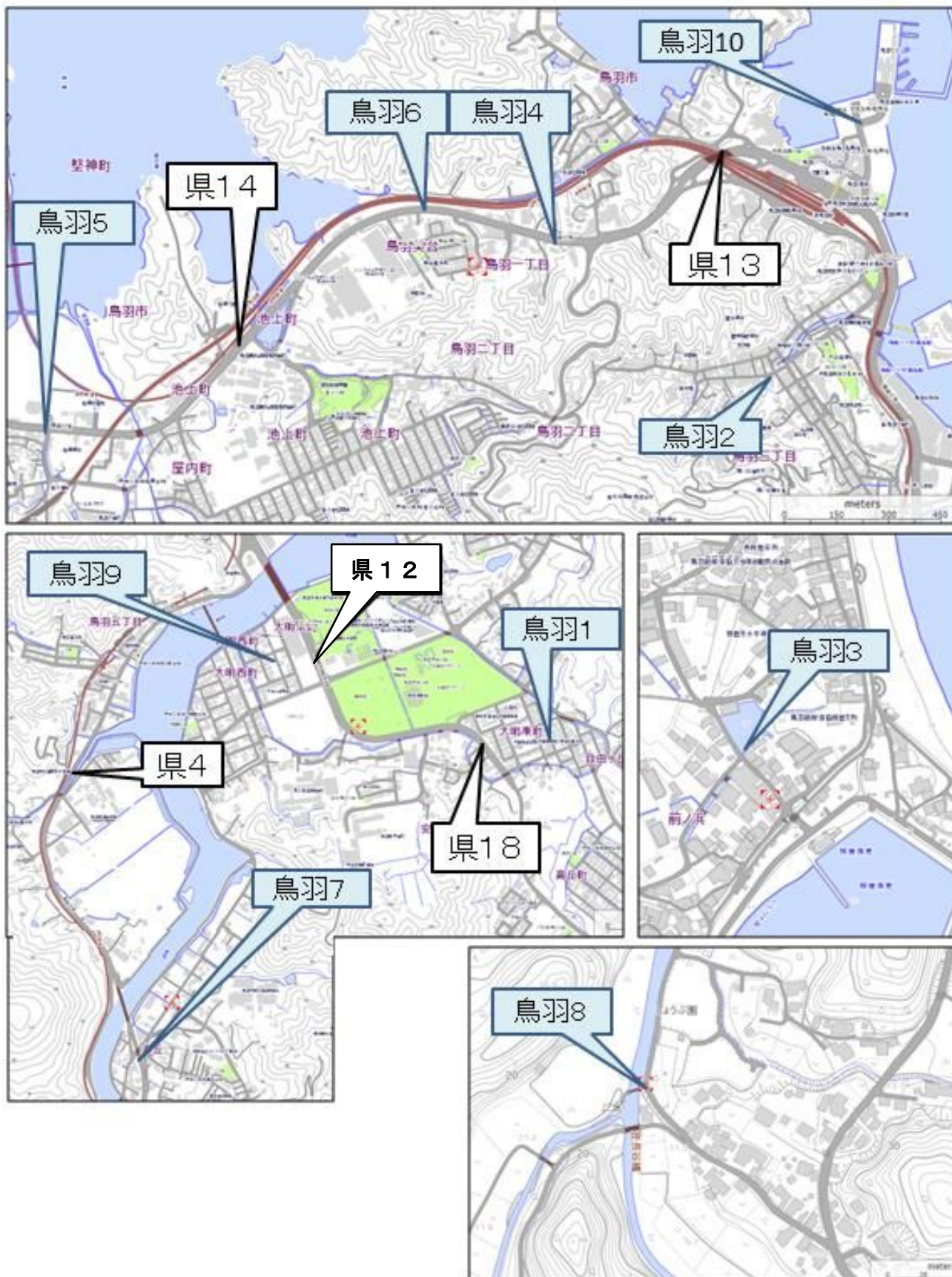
番号	箇所名	道路種別※	備考
県(志摩) 4	旧鳥羽消防署付近	(国)	国道 167 号船津町 281 番地付近
〃 1 2	大明西町	(県)	阿児磯部鳥羽線 大明西町 1-1 付近
〃 1 3	鳥羽一丁目	(国)	国道 42 号 鳥羽一丁目付近
〃 1 4	堅神	(国)	国道 42 号 堅神
〃 1 8	大明東町	(県)	阿児磯部鳥羽線 大明東町 19-1 付近

※凡例 (国)：国道、(県)：一般県道、(市) 市道

上記以外で、過去冠水したことのある主な地点

番号	箇所名	道路種別※	備考
鳥羽 1	大明東町	(市)	大明東町 1 6 番地
〃 2	鳥羽三丁目	(市)	錦町通 (市役所前)
〃 3	相差町	(市)	ポンプ場～漁協相差支所
〃 4	鳥羽一丁目 21 番地	(国)	国道 42 号伊勢志摩スカイライン
〃 5	堅神町	(市)	池の浦駅～公民館堅神分館
〃 6	鳥羽一丁目 17 番地	(国)	国道 42 号・鳥羽美台入口
〃 7	船津町	(市)	国道 167 号・幸丘橋高架下
〃 8	松尾町	(市)	登長谷橋～しょうぶ園
〃 9	大明西町	(市)	大明西町 3～5 番地
〃 1 0	鳥羽一丁目	(市)	佐田浜第 3 駐車場前

※凡例 (国)：国道、(県)：一般県道、(市) 市道



【主担当課】
総務課、建設課、水道課、農林水産課

